

2022年9月6日

取引先各位
株式会社オウケイウェイブ 御中

東京都港区元麻布三丁目4番41号
株式会社アップライツ
代表取締役 山田公平

2022年8月31日付株式会社オウケイウェイブ発行の
当社宛て通知書に対する当社見解並びに回答

当社は、下記のとおり、既に公開済の2022年8月31日付株式会社オウケイウェイブ(以下、“OKWAVE”といいます。)発行の当社宛て通知書(以下、“OKWAVE通知書”といいます。)について、当社の見解を述べますので、お知らせいたします。

記

1. 当社によるOKFUND L.P.(以下、“OKFUND”といいます。)からの自己株式取得が無効である旨、OKWAVEが主張していることについて

2以降に記載の通り、OKWAVEの意見は妥当性を欠く為、却下いたします。

2. OKWAVEが主張又は推測の根拠としている内容に係る当社意見

OKWAVEは、

最初に、本自己株式取得について、当社として、その承諾を行なった事実はありません。むろん、当社の取締役会にて決議された事実もなく、議論すらも一切なされてはおりません。

と断定的に主張しておりますが、後述します補足意見の通り、2022年8月2日付株式譲渡契約は、当社が当初OKWAVE並びにOKFUND側に対して投資契約に基づいて無償での株式の全部譲渡を請求し、関係を絶とうとしていた中で、OKWAVE並びにOKFUND側と交渉した結果として、無償譲渡の請求をする代わりに締結されたものであり、OKWAVEも当該株式譲渡契約締結の事実を把握しておりました。したがって、OKWAVEの主張には強い違和感を覚えます。

また、OKWAVEは

その点、貴社もご承知のとおり、本組合への出資比率は当社が99%超となっております。本組合における株式等の投資勘定の取得・処分については、本組合の過半数を超えるリミテッド・パートナーである当社の承認が必要不可欠となります。さらに、本組合から貴社への出資金額の多寡からも明らかなおと、当社の連結グループにおいて、貴社が最も重要な子会社に該当することも明らかであります。

と述べておりますところ、OKFUNDにおける株式等の投資勘定の取得・処分について、どのような手続を要するかはOKWAVEとOKFUNDの間で結ばれている契約の規定によるものであり、当社の知るところではありません。前記のとおり、2022年8月2日付株式譲渡契約において、投資契約上の投資者且つ当社の株主であるOKFUNDからは、株式の譲

渡日までに株式譲渡契約上において適法な譲渡の実現のために必要な手続の全てを完了していることの表明保証を受けております。当該表明保証にはOKFUNDが為すべき手続、

即ちOKFUNDとOKWAVEの間の契約に基づく手続の完了も含まれると解されますところ、OKFUNDからは株式売却の権限があるとの説明を受けておりましたので、OKFUND側の手続に不備があるとの認識はありませんでした。当社が、OKWAVEの連結グループにおいて、当社と当社グループ会社の売上規模から鑑みて、資本関係解消以前に最も重要な子会社であったことは事実ですので、その点については同意いたします。

加えて、OKWAVEは、

そして、2022年8月26日付「警告書」でもお伝えした通り、同月25日の当社臨時株主総会に至るまでの数か月間、当社において旧経営陣と新経営陣との間で熾烈な経営権争いが繰り広げられている状況下で、なおかつ、新経営陣において貴社が実行した多額の長期預け金を問題視している中、当社において、重要な子会社である貴社の全株式の処分について承認がなされるはずがありません。したがって、貴社及び貴社代表者山田氏において、本自己株式取得の前提となる貴社と当社との株式譲渡契約の締結が当社の承認なく行われていることにつき、悪意であった可能性が極めて高く、仮に悪意でなかったとしても、少なくとも過失があったと評価せざるを得ません。

と推測を述べていますが、OKWAVEの呼称する旧経営陣と新経営陣は客観的に見て一体であり、OKWAVEそのもの若しくはOKWAVE株主に対するものを除いて負うべき義務を同じくしていることを前提として、OKWAVEは当社からの再三の報告要請にも関わらずなんら情報を開示せず、OKWAVEの主張する“熾烈な経営権争い”についてもその詳細が開示されることなく、後述します補足意見と併せまして当社とOKWAVEの間で方向性を異にしておりましたところ、前記のとおり、2022年8月2日付株式譲渡契約の締結時点において投資契約上の投資者且つ当社の株主であるOKFUNDから承諾の意を受け、OKFUNDからは株式譲渡契約上において適法な譲渡の実現のために必要な手続の全てを完了していることの表明保証を受けておりますことから、OKWAVEの推測は妥当性を欠きます。

“したがって～評価せざるを得ません”の段落につきましては、既に繰り返し述べておりますとおり、根拠のない断定や妥当性を欠く推測を含む前提に基づいておりますので、却下いたします。

さらに、OKWAVEは、

加えて、貴社の財政状態及び経営成績を確認する限り、減資による資本剰余金の増加を考慮しても、額面7億円を超える長期預け金債権の全額を対価として貴社が自己株式の取得を行うことは、会社法461条1項が禁止する分配可能額を超えた自己株式の有償取得に該当するものと思料しますので、この点からも本自己株式が無効であることは明らかであります。

と述べておりますが、OKWAVEが自ら述べている通り推測に基づく断定であり、妥当性を欠きます。同時に、当社は、OKFUNDの作成した海外預け先(注:海外預け先及び海外預け金という呼称は、過去の当社公開資料によって既にOKWAVEと用語の定義について認識の統一が出来ているという前提に基づいて使用します。)に対する通知書面に署名することで、OKFUNDの作成した計算根拠のとおり各海外預け先からそれぞれ金43,508,216円、金27,300,172円をOKFUND宛て支払わせることによって海外預け先に対する債権の全部の譲渡に代えるようOKFUNDより依頼を受け、依頼のとおりそれを実行しており、それによりOKFUNDは支払を受けている、若しくは、受ける予定としておりますので、株式に係る対価の支払いは、株主総会の承認を超えない範囲で、且つ、会社法461条に定める分配可能額を超えない金額で実行されており、法の趣旨からいって、株主の権利を侵害せず、会社の財産を過度に流出させることにも、保護すべき債権者が不

利益を被る可能性にも繋がりませんので、OKWAVEの主張は妥当性を欠きます。重ねて、OKFUNDは、先の特定株主からの自己株式取得についてを決議した株主総会において議決権を有さず、相手方株主としての立場からその決議によって不利益を被ることはない、且つ、利益を得る者であって、むしろ仮に会社法461条に定める分配可能額を超える取引であったと仮定した場合には、会社法462条に基づいてそれに関与した当社の取締役と連帯して当社に対する支払責任が課され、且つ、無過失責任を負う立場であるからして、そもそもOKWAVE並びにOKFUNDは会社法461条に基づく財源規制を根拠とした自己株式取得の無効を申し立てる者として不適格といえます。

最後に、前記補足意見について述べますが、当社とOKWAVEの関係が著しく悪化した発端は、OKWAVEが当社との経営に係る打合せに際し、反社会的勢力若しくはそれに類すると目される人物を帯同したことにあります。当社としましては、それを事由として投資契約に基づいて無償での株式の全部譲渡を要求し、関係を絶ちたい考えでありましたが、それを明確に立証することは小規模事業者である当社の調査能力、立証能力では難しいとの判断から、周辺の不正と目される取引、状況証拠等を収集し、それを材料としてOKWAVE並びにOKFUND側と交渉し、2022年8月2日付株式譲渡契約の締結に至ったものです。OKWAVEのいいます新経営陣が、真に会社の健全化を目指すのであれば、まずは一方的な憶測に基づいて当社への要求を行なうのではなく、客観的な調査が可能な体制を具備した第三者委員会等を立ち上げて十分な調査を行ない、OKWAVEの過去の不正な取引を公開、開示して、OKWAVEのいいます旧経営陣への責任追及を行なった上で、OKWAVEとしても上場会社としてしっかりとその責を負ったのち、あらためて再生の途に就くことを望みます。

3. 総括

当社の意見としましては、既に述べましたとおりOKWAVEの主張はいずれも妥当性を欠くことから、その主張については全て却下いたします。

重ねて申し上げますが、OKWAVEのいいます新経営陣が、真に会社の健全化を目指すのであれば、まずは一方的な憶測に基づいて当社への要求を行なうのではなく、客観的な調査が可能な体制を具備した第三者委員会等を立ち上げて十分な調査を行ない、OKWAVEの過去の不正な取引を公開、開示して、OKWAVEのいいます旧経営陣への責任追及を行なった上で、OKWAVEとしても上場会社としてしっかりとその責を負ったのち、あらためて再生の途に就くことを望みます。

当社としましては、OKWAVEの子会社であった当時、OKWAVE以上に積極的に監査等に協力し、OKWAVE取締役並びにOKFUNDが監査人の問い合わせを無視するような状況下であっても対応を続けて参りました。このような当社の姿勢は、OKWAVEが不十分ながらIRで発表した社内調査委員会等でも、今後明らかになると確信しております。正しく客観的な調査が担保されるのであれば、OKWAVEのいいます旧経営陣とOKWAVEの保有する議決権による監視の無くなったいま、より一層積極的に真相究明に協力していきたいと考えますので、OKWAVEにおかれましてはあらためて冷静に状況を精査し、対応されますことを期待しております。

以上